東京都地方独立行政法人評価委員会 平成18年度第1回公立大学分科会 会議次第

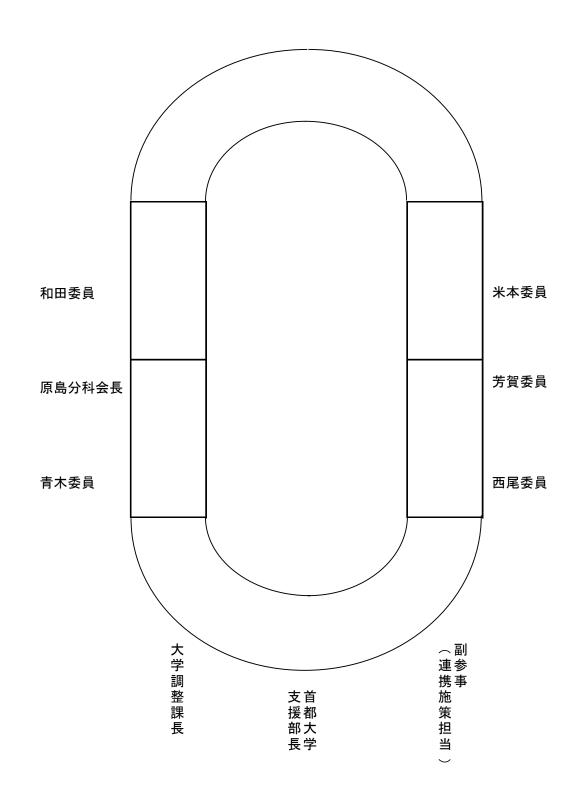
東京都地方独立行政法人評価委員会 平成18年度第1回公立大学分科会座席表

平成 18 年 5 月 24 日 (水)午後 2 時 30 分~午後 5 時 公立大学法人首都大学東京 南大沢キャンパス 本部棟 2 階特別会議室

- 1 開会挨拶
- 2 審議事項
 - ・利益処分の承認について
- 3 その他

配布資料

- 1 東京都地方独立行政法人評価委員会 公立大学分科会委員名簿
- 2 公立大学法人首都大学東京の利益処分の承認の考え方について(案)
- 3 公立大学法人首都大学東京の平成17年度決算における利益処分の考え方について(案)
- 4 公立大学分科会 年度評価業務スケジュール



東京都地方独立行政法人評価委員会 公立大学分科会 委員名簿

平成18年4月1日現在

役	職	氏	名	所属
分科	会 長	原島	文雄	東京電機大学学長
委	畑(青木	利晴	株式会社NTTデータ相談役
委	畑	柴 崎	信三	日本経済新聞社論説委員
委	員	西尾	茂文	東京大学理事(副学長)
委	M	芳賀	徹	京都造形芸術大学学長
委		米 本	恭三	前東京都立保健科学大学学長
委	員	和田	義・博	日本公認会計士協会常務理事

(分科会長を除き、五十音順 敬称略)

資料 1

事務局出席者名簿

平成18年4月1日現在

	氏	名		役 職
影	Щ	竹	夫	東京都総務局首都大学支援部長
稲	葉		薫	東京都総務局首都大学支援部大学調整課長
宮	原	照	文	東京都総務局首都大学支援部 副参事(連携施策担当)

承認にあたっての基本方針

「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」は以下のいずれの要件に合致する場合に承認する。

- ①当該事業年度における経営努力により生じたもの
- ②法第二十六条第二項第六号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするもの

経営努力認定の考え方 法人決算 収入 支出 利益の処分に関する書類 (平成 年 月 日) 費用 円 円 効率化係数 標準運営費交付金 当期未処分利益 対象 12,538百万円 当期総利益 前期繰越欠損金 1)標準運営費交付金 2 利益処分額 による利益 (1)積立金 費用 標準運営費交付金 (2)地方独立行政法人法第40条第3項により (重点事業等) 設立団体の長の承認を受けた額 2標準運営費交付金 893百万円 (重点事業等)による利益 教育研究・組織運営改善積立金(仮称) 費用 ①標準運営費交付金による利益 毎年度算定 < 特定運営費交付金 効率化係数により、すでに経営効率化が行われた上で生じた利益であるため、原則と 1,696百万円 して、全額経営努力として認定する。 3特定運営費交付金 による利益 ②標準運営費交付金(重点事業等)による利益 標準運営費交付金のうち効率化係数が係らず、毎年度使途に応じて算定される部分 施設費補助金 費用 から生じた利益については、会計基準に準じ、法人が経営努力によることを立証した場 40百万円 合に、その全額または一部を経営努力として認定する。 返還金 ③特定運営費交付金による利益 使途を特定して交付された特定運営費交付金は、毎年度所要額を算定して交付され 費用 るため、目的外に使用することができない。従って、それにより生じた利益についても、 他の使途への転用は認められないことから、経営努力として認定されない。 自己収入等 ④自己収入等による利益 会計基準に準じ、運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく (4)自己収入等による利益 収益以外の収益から生じた利益については、経営努力として認定する。

公立大学法人首都大学東京の利益処分の承認の考え方について(案)

1 承認の考え方

公立大学法人首都大学東京の利益処分において、地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額は、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(総務省告示)」に基づき、以下のいずれの要件にも合致する場合に承認する。

当該事業年度における<u>経営努力</u>により生じたもの

法第二十六条第二項第六号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするもの

- 2 経営努力認定の考え方
- (1)運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益によるもの
 - 対 象 授業料収益、入学金収益、受託研究等収益等

(資料2 自己収入等による利益 に該当)

- 考え方 「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(総務省告示)」 第71「法第40条第3項による承認の額」参考 「経営努力認定の考え方」4に もとづき、経営努力として認定する。
- (2)運営費交付金収益によるもののうち、効率化係数によりすでに経営努力が認められるもの
 - 対象標準運営費交付金のうち効率化計数が係る部分の剰余金

(資料2 標準運営費交付金による利益 に該当)

考え方 都が求める業務の効率化は、効率化係数という一定のルールの下に都が先取りする 形となっていることから、経営努力として認定する。

- (3)その他経営努力によることを立証したもの
 - 対 象 標準運営費交付金のうち効率化計数が係らない部分の剰余金 (資料2 標準運営費交付金(重点事業等)による利益 に該当)
 - 考え方 重点事業や新規事業の立ち上げに要する経費であり、都として一件別に事業進捗を 管理する性質のものである。したがって、事業計画の変更の可能性が小さく、客観 的な進捗度の把握が可能であることから、計画どおり事業を実施したことを立証す ることをもって、経営努力によることを立証したものとする。
- 3 経営努力として認められないもの
- (1)運営費交付金収益によるもののうち、使途を特定して交付された特定運営費交付金によるもの (資料2 特定運営費交付金による利益 に該当)
- (2)本来行うべき業務を行わなかったために費用・収益が減少したことと認められるもの
 - 例 ・在籍者数が定員に満たない場合の授業料の不足相当額
 - ・受験者数が募集定員に満たなかった場合の入学考査料の不足相当額

資料 3

「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(総務省告示)」

第71 法第40条第3項による承認の額

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」(承認前にあっては「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」)としてその総額を表示しなければならない。(参考)

<参考> 経営努力認定の考え方について

- 1 利益の処分に関する書類における「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」(承認前にあっては「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」)は、地方独立 行政法人の当該事業年度における経営努力により生じたとされる額である。
- 2 上記1の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものではなく、合理的な使途でなければならない。
- 3 「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。
- 4 具体的には、以下の考え方によるものとする。
- (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益
- (「第24 行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。)から生じた 利益については、経営努力により生じたものとする。
- (2) 中期計画(年度計画)の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合には、その結果発生したものについては、原則として経営努力によるものとする。(本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したことと認められる場合には、経営努力によらないものとする。)
- (3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した場合は、経営努力により生じたものとする。

